

町税がコンビニ納付できます

町税を全国のコンビニエンスストアで納めることができます。休日、夜間を問わずライフスタイルに合わせていつでも納税できますので、是非ご利用ください。

○コンビニで納められる町税

- ・町県民税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

○利用できる全国の店舗（50音順）

MMK 設置店、くらしハウス、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア100

※ローソンマートでの利用はできません。

○注意事項

以下の場合にはコンビニエンスストアでは納付できませんので、納付書裏面に記載されている金融機関等で納付してください。

- ・納付書に記載されている納期限を過ぎた場合
- ・納付書1枚の合計金額が30万円を超える場合
- ・納付書にコンビニ納付用バーコードが印字されていない場合
- ・納付書の金額を訂正した場合
- ・バーコードが傷や汚れなどで読み取れない場合

コンビニ納付開始に伴い、納付書は納期ごとに1枚ずつとなっております。全期が廃止となりましたので、納付の際は納付書に記載されている期別と納期限を確認のうえ、間違いないよう期別の順に各納期限までに納付してください。また、領収書、レシートは必ず受け取り、5年間大切に保管してください。

【お問い合わせ】

吉見町役場税務会計課 管理徴収係

☎0493-54-5029（直通）